

地域密着型特別養護老人ホームはまなすの里ご利用料金説明書

1. 基準介護サービス(保険給付対象サービス)

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ユニット型個室

状態区分	金額	備考
要介護1	625円/日	排泄介助・入浴介助・食事介助などの基本サービスの料金です。
要介護2	691円/日	
要介護3	762円/日	
要介護4	828円/日	
要介護5	894円/日	

(2) 各種加算[すべての方に算定]

項目	金額	内容
サービス提供体制加算(I)	18円/日	厚生労働大臣の定める基準による
看護体制加算(I)	12円/日	看護師を1名以上配置の場合
夜勤職員配置加算(I)	46円/日	夜勤を行う職員を1名以上配置の場合
個別機能訓練加算	12円/日	個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う
介護職員処遇改善加算(I)	該当単位数の合計×83/1000	厚生労働大臣の定める基準による介護職員の処遇改善を行う

(3) 経口移行、維持、療養食、認知症の方の受入時の加算等[対象となる方に算定]

項目	金額	内容
経口移行加算	28円/日	経管から経口への計画・訓練
経口維持加算I	400円/月	著しい摂食障害の経口管理(180日限度)
経口維持加算II	100円/月	摂食障害の経口管理
療養食加算	18円/日	特別な指示食の提供時
若年性認知症受入加算	120円/日	若年性認知症の方の利用
認知症緊急対応加算	200円/日	在宅から緊急入所の場合(7日限度)

(4) 入所、退所、入院、外泊時に係る費用等[対象となる方に算定]

項目	金額	内容
初期加算	30円/日	入居時に算定(30日を限度)
外泊・入院時費用	246円/日	外泊・病院入院時に算定(月6日を限度)
退所前後訪問相談援助加算	460円/1回	退居先へ訪問しての相談援助
退所時相談援助加算	400円/1回	退居先への文章を添え情報提供
退所前連携加算	500円/1回	ケアマネジャーへの事前に文書添え情報提供

(5) 高額介護サービス費について

下記条件に該当される方は、介護保険給付対象の利用者負担額が月額上限を超えた場合に、その超えた額について「高額介護サービス費」として市より還付を受けることができます。

利用者負担限度額	適用要件	月額上限額
第1段階	「市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者」 「生活保護受給者」	15,000円
第2段階	「市町村民税世帯非課税」であって 「合計所得金額+課税年金収入が年額80万以下」の方	15,000円
第3段階	「市町村民税世帯非課税」で第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超266万円未満の方)	24,600円

・基準介護サービス(保険給付対象外サービス)

(6) 食費 一日1,380円

『介護保険限度額認定証』をお持ちの方は、下記の金額とさせていただきます。

- ① 第1段階の方 300円
- ② 第2段階の方 390円
- ③ 第3段階の方 650円

(7) 住居費 一日1,970円(室料・光熱水費込み)

『介護保険限度額認定証』をお持ちの方は、下記の金額とさせていただきます。

- ① 第1段階の方 820円
- ② 第2段階の方 820円
- ③ 第3段階の方 1,310円

(8) 基準外介護サービス(保険適用外:自費負担サービス)

- ① 身の回りの日用品購入費や嗜好品、散髪代、協力機関以外の搬送等 実費徴収。
- ② 電力を消費する物品等の持ち込みは別料金が発生する場合があります。
- ③ 貴重品管理を要する場合管理料50円/日 別途徴収。

計算例		利用者負担限度額 第3段階 介護度3、月30日計算した場合
(1) 介護費(基準)	762円×30日=	22,860円
(2) 介護費(加算)	(18円+12円+12円+46円)×30日=	2,640円
(3) 介護職員処遇改善費(加算)	(1)+(2)×8.3%	2,116円
	小計	27,616円
(6) 食費	650円×30日=	19,500円
(7) 居住費	1,310円×30日=	39,300円
	施設徴収額	合計 86,416円 /月+(8)
※ 高額介護サービス費(北斗市より還付を受ける場合、限度額24,600円の為)	△	3,016円
		83,400円